

## プレスリリース

平成28年11月30日  
九州森林管理局

### 平成28年度「分収造林」の一般公募について

国有林における「分収造林」については、国有林野の伐採跡地に国以外の者（以下「造林者」という。）が樹木を植栽し、育て、契約期間満了後に収益を分収（通常は造林者7割・国3割、今年度は記念分収造林につき造林者8割・国2割）する制度であり、下記により、造林者の一般公募を実施します。

また、「分収造林」の契約相手方は、「分収造林」の制度発足（明治11年）以来、地域振興に資することとして地元の関係自治体や分収造林組合等をその対象としていましたが、近年の森林の持つ国土保全、水資源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能に対する国民の関心の高まりを踏まえ、昭和58年度から一般公募による国民参加の森林づくりを推進しています。

なお、今般、これらの取組に加え製材・チップ用又は、燃料用木材等々の安定確保を目的に林産企業等の木材需要者を対象とした分収造林の設定を推進していくこととしましたので応募いただきますようご案内申し上げます。（詳しくは別紙1、2をご覧下さい。）

一般公募に当たっては、植栽、保育作業に従事できない場合であっても、地元の森林組合、林業事業体等に作業を委託することにより、確実に実施できると認められる場合においてはどなたでも参加することができますので、積極的なご参加をお待ちしております。

なお、平成26年度から平成28年度までの3年間については、「山の日」制定記念分収造林を実施することとします。

#### 記

1 期 間 （自）平成28年12月5日～（至）平成29年2月3日

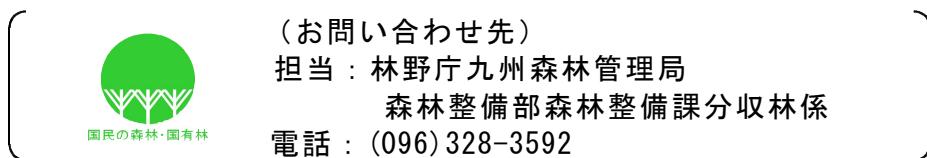
2 公募する県及び面積等（詳細は別表参照）

	宮崎県	鹿児島県	計
件 数（件）	5	2	7
面 積(ha)	36.08	9.45	45.53

3 申込先 林野庁九州森林管理局森林整備部森林整備課  
又は最寄りの森林管理署等

4 契約期間 最長80年間

5 その他 申込者が競合した場合は、別に定める優先順位により決定します。



## 林野庁



紙一枚からできる地球への思いやり  
～九州森林管理局では地球温暖化防止のため、再生可能な間伐材製品利用を推進しています～

## 別表

## 平成28年度 分収造林公募箇所一覧表

所 在 地				森林管理署等	面積(ha)	公募内外	機能類型	保安林関係		森林管理署等の住所及び電話番号
都道府県	市町村	国有林	林小班					内外	植栽指定	
宮崎県	宮崎市	家一郷	47 い	宮崎	10.04	内	水源涵養 タイプ	外	植栽指定なし	宮崎県宮崎市柳丸町388-5 TEL0985(29)2311
鹿児島県	薩摩川内市	中権	70 に4	北薩	3.50	内	水源涵養 タイプ	内	植栽指定あり	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3 TEL0996(48)4900
鹿児島県	薩摩川内市	中権	70 と1	北薩	5.95	内	水源涵養 タイプ	内	植栽指定あり	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町35-3 TEL0996(48)4900
宮崎県	日南市	白木俣	20 いろ	宮崎南部	9.69	内	水源涵養 タイプ	内	植栽指定あり	宮崎県日南市飫肥5-3-45 TEL0987(25)1115
宮崎県	串間市	田淵宇戸	2050 てひせ	宮崎南部	3.55	内	水源涵養 タイプ	内	植栽指定あり	宮崎県日南市飫肥5-3-45 TEL0987(25)1115
宮崎県	串間市	田淵宇戸	2050 ゆ	宮崎南部	1.02	内	水源涵養 タイプ	内	植栽指定あり	宮崎県日南市飫肥5-3-45 TEL0987(25)1115
宮崎県	串間市	田淵宇戸	2050 めみしもん1	宮崎南部	11.78	内	水源涵養 タイプ	内	植栽指定あり	宮崎県日南市飫肥5-3-45 TEL0987(25)1115
計					45.53	7				

## 林産企業等の木材需要者による分収造林設定について

国有林における分収造林の新規設定に当たっては、これまで地域住民の生活の安定、林業の振興や国民参加の森づくりの推進、また、「法人の森林」制度を活用した企業等による設定に努めてきたところですが、今般、これらの取組に加えて製材・チップ用や燃料用木材等の安定確保を目的とした分収造林の設定を推進していくこととしました。

九州国有林の人工林では資源の成熟化が進む中、国産材自給率の向上に向けた製材工場の大規模化や合板用材への需要増、発電用としての木質バイオマス資源の需要の高まりなど国産材資源の確保に向けた動きが活発化しています。

現在、木材関連企業における木材の調達については、木材市場での購入や国有林等の協定取引、立木の買い入れなど多種多様となっておりますが、将来的な木質資源の安定確保という観点からは、分収木を契約者が購入できる分収林制度の活用も企業経営の一助になるものと考えているところであります。

このようなことから、各企業等におかれましては、下記留意事項を参照いただき今回の公募地の積極的な活用についてご検討され応募いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 林産企業等の木材需要者による分収造林の設定に係る留意事項

##### 1 契約相手方の範囲

製材工場、合板工場等の林産企業、キノコや薪炭の生産者、造園、土木、バイオマス資材等を扱う企業。

##### 2 収益分収の割合

今回の公募地については「山の日」制定記念分収造林として、分収造林契約に係る国と造林者の収益分収の割合を、国100分の20、造林者100分の80として定めます。

##### 3 契約の条件

分収造林制度は、地元施設制度としての位置付けがあることから、契約相手方が契約箇所の地域外に所在する場合は、地域の林業事業体等へ造林等の作業を委託するなど、契約地の地域住民の雇用が図られるよう努めることとし、契約相手方から造林等の実施報告を受ける際には作業の実施主体等などについても報告していただくこととなります。

##### 4 契約者の造林作業等への補助等について

契約相手方の造林作業等に活用可能な国庫補助については、以下の制度がありますので、林野庁HP(下記のURLを参照)の資料等をご覧頂きますとともに具体的な補助申請にあたっては、森林環境保全直接支援事業については都道府県、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については都道府県単位で設置される地域協議会に対して行うこととなります。

なお、分収林設定等の詳細につきましては、森林管理局署の担当窓口にお問い合わせいただきますようお願い致します。

- (参考) ○ 森林整備事業について : [http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi\\_aramashi.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html)  
 ○ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 : <http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

(別紙2)

## 林産企業等の分収造林における造林作業等に対する国庫補助

補助の種類	補助対象施業	補助要件	留意事項
森林環境保全直接支援事業	地拵え・植栽・下刈・除伐・間伐等(補助率68%)	造林者が森林経営計画の認定を受け、同計画に基づき実施するもの(間伐等については、原則として一施行地の面積が5ha以上、かつ伐採木の搬出材積が1ha当たり10m <sup>3</sup> 以上)	森林経営計画は市町村森林整備計画と整合性を持った計画とすること等の要件を満たす事が必要(標準伐期齢以上の伐期、標準植栽本数以上の植栽、基本的に年平均成長量以内の伐採等)
	地拵え・植栽(補助率36%)	伐採後の更新(植栽等)が適正に行われること	森林経営計画を樹立していない場合
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	・地拵え・植栽・下刈等(交付単価:16万円/ha) ・資機材・施設の整備(1/2以内)	・造林者が活動組織の構成員又は活動組織そのものとして活動 ・活動組織の事務所が契約箇所の都道府県内にあること(調整中) ・活動組織の運営等の規約の策定	・原則として森林経営計画を樹立していない箇所であることが必要 ・助成を受けている他事業との区分経理等が必要 ・都道府県に地域協議会が設置されていることが必要 ・3年間の活動が必要